

関税定率法基本通達4の6－1(1)なお書きに規定する
「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」

適用期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

FOB価格帯	付保されていない貨物に係る 通常の運賃	付保されている貨物に係る 通常の運賃及び保険料
3万円以下	次の式により算出される額： FOB価格 × 0.193	左欄の額に3,000円を加えて 算出される額
3万円超 10万円以下	6,100円	9,100円
10万円超	次の式により算出される額： 6,100円 + (FOB価格 - 100,000円) × 0.025	(FOB価格に左欄の額を加算 した後の額が100万円以下の 場合) 左欄の額に3,000円を加えて 算出される額 (FOB価格に左欄の額を加算 した後の額が100万円を超 える場合) 左欄の額に次の式により算出 された額を加えて算出される 額：(FOB価格 + 左欄の額) × 0.003

(注)

令和6年1月から令和6年12月までにおける海上貨物の輸入申告実績を基に算出。

- ① FOB価格帯3万円以下の付保されていない貨物に係る係数(0.193)は、当該価格帯の申告におけるFOB価格に対する運賃の比率の中央値(メディアン)(小数点以下第4位を四捨五入)。
- ② FOB価格帯3万円超10万円以下の付保されていない貨物に係る額(6,100円)は、当該価格帯の申告における運賃の額の中央値(メディアン)(十の位を四捨五入)。
- ③ FOB価格帯10万円超の付保されていない貨物に係る係数(0.025)は、当該価格帯の申告におけるFOB価格に対する運賃の比率の中央値(メディアン)(小数点以下第4位を四捨五入)。
- ④ 付保されている貨物に係る通常の運賃及び保険料は、付保されていない貨物に係る通常の運賃の額に、「通常要すると認められる保険料の額」(関税定率法基本通達4－8(4)ハ)を加算した額。